佐賀県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第２項において準用する同法第50条の２の規定により、次のとおり指定施術機関から所在地を変更する旨の届出があった。

令和５年３月27日

佐賀県知事　山　口　祥　義

<table>
<tr><th>氏名及び施術所の名称</th><th colspan="2">所在地</th><th>変更年月日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">原田　隆一郎（あおぞら整骨院）</td><td>旧</td><td>唐津市山本 2131 番地シャトルハイムＢ－102号</td><td rowspan="2">令和２年３月１日</td></tr>
<tr><td>新</td><td>唐津市北波多竹有2426番地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">片江　晃貴（片江整骨院）</td><td>旧</td><td>神埼市千代田町用作2035番地</td><td rowspan="2">令和４年４月１日</td></tr>
<tr><td>新</td><td>鳥栖市原町785番地</td></tr>
</table>